

⑤ 申請時の添付資料について

No.	質問	回答
1	提出書類に「労働条件(変更)通知書の写し」がありますが、いつ時点のものを提出すればよろしいのでしょうか？	<p>労働条件(賃金)を変更した場合の通知は義務ではありませんが、書面で通知することが望ましいため、今回の賃上げによる通知書を作成の上、添付してください。参考様式を提示する予定としていますので、適宜そちらをご活用ください。</p> <p>なお、2つ以上の事業所に係る申請を行う場合は、勤務する事業所(以下の②の項目)についても、(今回の変更はなくとも)記載してください。</p> <p>(参考)勤務条件変更通知書の記載項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 労働契約期間(無期の場合は無期と記載) ② 就業場所、業務 ③ 勤務時間 ④ 賃金
2	提出する賃金台帳の写しの期間は、どの期間のものを提出すればよろしいのでしょうか？	賃金改定前後1ヶ月ずつの賃金台帳の写しを提出してください。
3	賃金台帳・労働条件通知書はどのような様式であればよろしいですか？	<p>サンプルとして厚生労働省の様式がありますのでご参考ください。</p> <p>その他、必要な内容が確認できれば、独自に作成している様式でも申請が可能です。</p> <p>(参考)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html</p>